第４号様式（第８条関係）

議　事　録

<table>
<tr><td>会議名</td><td colspan="3">令和７年度第２回寒川町子ども・子育て会議</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="3">令和７年１１月２７日（木）１３：３０～１４：３０</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3">寒川町民センター　会議室</td></tr>
<tr><td>出席者名、欠席者名及び傍聴者数</td><td colspan="3">出席者：磯川委員長、髙梨副委員長、小林委員、石井委員
藤﨑委員、河村委員、白岩委員、野田委員
事務局：宮﨑子ども育成部長、
鳥海子ども政策課長、中瀬副主幹
関係事業課：野呂子育て支援課長、熊倉主査
徳江保育幼稚園課長、前田主査
岡野生涯学習課長、原主査
欠席者：本間委員、杉山委員
傍聴者：１名</td></tr>
<tr><td>議　題</td><td colspan="3">（１）第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画の策定について
（２）その他
①サマースクール事業の進捗状況について
②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について
③寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について</td></tr>
<tr><td>決定事項</td><td colspan="3">議事録承認委員　　磯川委員長、髙梨副委員長に決定
（１）了承
（２）その他（報告事項）</td></tr>
<tr><td>公開又は非公開の別</td><td>公開</td><td>非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）</td><td></td></tr>
<tr><td>議事の経過</td><td colspan="3">１　開会
２　議題
（１）第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画の策定について
【磯川委員長】
それでは議題１の第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。
【事務局（鳥海子ども政策課長）】
ご説明いたします。
資料１の１枚目、資料中の１をご覧ください。
市町村子ども・子育て支援事業計画の概要についてご説明いたします。</td></tr>
</table>

	この計画は、子ども・子育て支援法第６１条の規定により、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」などについて定めるもので、町では、令和７年から令和１１年までの５年間を計画期間とする第三期寒川町子ども・子育て支援事業計画を定めております。 　資料中の２をご覧ください。 　代用計画を策定する理由についてご説明いたします。改正後の子ども・子育て支援法が令和８年４月１日に施行され、乳児等のための支援給付、いわゆる「こども誰でも通園制度」が始まります。 　これは、資料中の３に記載しておりますように、「保育所等に通っていない6か月から満３歳児未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育の要件の有無に関わらず、保育所や幼稚園等を利用することができるという乳児等通園支援、こちらは、こども誰でも通園制度の子ども・子育て支援法上の事業名となります、が新たな給付として全国の自治体において実施される。」というものです。 　これに伴って「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、いわゆる「基本的な指針」が改正され、「乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」が市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされるため、これらを第３期計画に設定する必要がありますが、令和７年９月１６日付け国事務連絡において、計画変更の代替措置として代用計画の策定も可能とされたことから、現在、計画期間の第１年度であること、令和９年度に中間見直しによる計画変更を行うことが見込まれることを踏まえて代用計画を策定することといたしました。 　なお、中間見直しにおいては、実施状況を踏まえながら、代用計画の内容を第３期計画に設定する変更も行う予定です。 　１枚目の裏面、資料中の４をご覧ください。代用計画の内容についてご説明いたします。 　資料の２枚目の代用計画案をご覧ください。こちらは、こども誰でも通園制度の令和８年度から令和１１年度までの各年度に係る量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める代用計画になります。表の一番下の必要定員数が量の見込みと提供量の計画数となり、８人という数字の内容としては、見込まれる利用者数が月に１０時間利用するのに必要とされる提供時間を確保するには、８人枠で１日８時間、１か月２２日事業を実施することができる提供体制が必要であるということを示しております。 　この８人枠をどのように整備していくかに関しては、保育幼稚園課よ

	りご説明いたします。 【徳江保育幼稚園課長】 ８人分の確保提供量のうち５人分につきましては、専用の保育室で専門の保育士を配置して行う一般型で実施をする施設があり、令和８年度から実施予定となります。残りの３人分につきましては、余裕活用型の実施で３人分を確保するということになっております。 保育幼稚園課の方からは以上となります。 【事務局（鳥海子ども政策課長）】 それでは資料の２枚目の裏面をご覧ください。 こちらに記載のとおり、乳児等のための支援給付に係る教育保育等一体的に提供する体制に関する事項について定めております。 １枚目の裏面にお戻りください。資料中の５をご覧ください。 最後にスケジュールについてご説明いたします。本日、当会議において委員の皆様の意見を伺った後、１２月２日に文教福祉常任委員会協議会において報告をし、令和８年２月６日までに県との法定協議を整え、年度内に策定を完了させたいと考えております。 説明は以上となります。 【磯川委員長】 今、事務局の方から資料1の説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますか。特になければ、次に移らせていただきます。 （２）その他 ①サマースクール事業の進捗状況について 【磯川委員長】 続きまして、議題（２）その他の①サマースクール事業の進捗状況について、説明をお願いいたします。 【徳江保育幼稚園課長】 それではサマースクール事業の進捗状況についてご説明いたします。 資料２「サマースクール事業の進捗状況について」をご覧ください。 サマースクール事業につきましては､令和７年６月３０日に開催した子ども・子育て会議にて、令和７年度は不実施となったことと、今後につきましては不実施となってしまった反省点を踏まえ、令和８年度から令和１０年度までの３年間同じ業者に事業を実施していただくために、公募型プロポーザル方式による業者選定を検討している旨をご報告いたしました。その後の進捗状況についてご報告いたします。 「業者選定関連の進捗状況について」をご覧ください。 ９月１０日（水）に寒川町サマースクール事業実施事業者を選定するために、公募型プロポーザルを実施する旨を周知いたしました。募集要項、仕様書等を添付し、町ホームページやプレスリリース、企業向けのメール、PRTIMES等で周知を図りました。 ９月１０日（水）から１０月１日（水）まで、公募型プロポーザル実

	施について周知するとともに、募集要項や仕様書等に関する質問票の受付を開始いたしました。この間、３社から１７問の質問があり、１０月１４日（火）にこれらの質問に対する回答を町ホームページにて掲載いたしました。 １０月１５日（水）から２４日（金）までを応募受付期間としておりましたが、１社の応募がありました。書類による応募要件等の一次審査を行い、１１月５日（水）に結果を通知するとともに、二次審査のご案内をいたしました。 １１月１４日（金）に応募者のプレゼンテーション及び選定委員からのヒアリング等による二次審査を実施し、応募者を優先交渉権者として選定いたしました。 資料１ページの下のところにあります、「寒川町サマースクール事業委託契約候補者選定委員会による二次審査結果」に記載のとおり、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が統合評価点９６０点中７３０点で、優先交渉権者として選定されました。 資料をお戻りいただき、表の中で、１１月２０日（木）に全庁会議に付議をして了承を得られましたので、選定されていたシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を正式に優先交渉権者として決定いたしました。 １１月２１日（金）にメールにて優先交渉権者に決定した旨を通知し、町ホームページにも掲載いたしました。今後は優先交渉権者との契約締結と委託業務等の詳細を協議の上決定し、準備調整等を行っていただく予定です。 資料２の裏面をご覧ください。 「町から事業対象者への情報提供等関係」についてご説明いたします。業者選定等を進めながら、事業対象者への情報提供等をご案内のスケジュールどおり進めてまいりました。 １０月１日（水）から令和８年４月入所の通年児童クラブの申し込み書類等の配布を開始いたしました。申込書類等の中にサマースクールの利用希望者に向けたご案内を同封し、「①サマースクールのみを希望」「②通年児童クラブが保留となった場合、サマースクール参加を希望」のどちらかを選択していただくことや、①の審査を先に行い、空きがあった場合に②の審査を行う旨を併せて周知しております。 １１月１０日（月）から２８日（金）までサマースクール希望者の電子申請受け付けを行っているところでございます。 ご報告は以上となります。 【磯川委員長】 それでは資料２の説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。 【河村委員】

	質問も含めて何点かお願いがあります。今、さまざまな環境にいらっしゃるお子さんたちや保護者の方を多様な取り組みで支えていくのは大事なことで、そのために学校施設を使うのも重要なことだと思っています。施設は大切に使ってほしいですが、学校をどんどん使っていただく方法を考えていただいていいと思っています。 ただ、お子さんをお預かりしている施設の皆様は強く感じていることかと思いますが、課題が本当に膨大に増えています。学校で言えば、放課後、地域、家庭内の問題などあらゆる問い合わせや相談が来ており、学校の守備範囲外のものについても先生方が丁寧に対応しています。それにより授業を準備する時間が削れてきますので、先生方の授業することを大事にしたいというのが学校側の希望ではあります。土日に学校で仕事をすると、必ず１日に１回はインターホンが鳴って、「忘れ物しました」などだけではなく、「そこでけがしている」といったような対応も発生しています。学校の施設を使うのはいいと思いますが、少し心配があります。線引きをしっかりしていただきたいというのがお願いです。 質問がひとつだけあるのですが、サマースクールは教育じゃないですよね。普通に訳せば「夏の学校」なので、問い合わせが学校に来る感じがします。寒川らしい素敵な名前にしてくださいというお願いをずっとしていましたが、近隣市町はサマースクールだということでこのままでずっと来ていますが、それも含めてこれから進めていく上で４つお願いがあります。 ひとつ目は、お子さんを預かるということになりますから、行き帰りの児童の安全確保をしていただきたいです。南小学校の周囲の道路は一方通行や細い道や大きな道もあります。 それから２番目は、お子さんを預かる以上は内容の充実をぜひ検討していただければと思います。 ３番目は、施設の有効活用だけではなく、管理をしっかりしていただきたいです。細かいことを言って申し訳ございませんが、開放しているふれあいホールのエアコンのフィルターは教員が洗っていますので、そういったものも含めた施設の管理をお願いできればと思います。 それと４番目は学校の方との線引きをぜひお願いできればと思います。 サマースクールは学校側としてはちょっと心配な感じがしております。 以上です。お願いだけです。 【磯川委員長】 では、他にありますか。 【藤﨑委員】 サマースクールに優先的に通わせたいと思うと放課後児童クラブの４月の入所の申し込みは出せないという認識で大丈夫ですよね。そうする

	と、サマースクールが定員いっぱいで入れなかった場合には、サマースクールにも行けない、放課後児童クラブにも行けないというご家庭が出る可能性があると思うのですが。サマースクールと放課後児童クラブの決定通知がいつ出るのかスケジュールを教えていただきたいのと、もしサマースクールのみを希望する方が定員以上に申し込みがあった場合の優先度、例えば学年で優先をされるのか、共働き、介護などの事情に合わせて点数化をされるのか、あと、サマースクールの待機の方が出た場合に、サマースクールに行ってみたけれども最初の１週間でもう行かないという方がいてその枠が空いたときに、待機の方にあと３週間ですけど通えますよというような通知をされるのかどうかを教えていただきたいです。 【徳江保育幼稚園課長】 結果がいつ出るかについては、通年の児童クラブは例年と同じように２月の頭ぐらいを予定しておりまして、そこが決まったところで２月の上旬にサマースクールのみを選択したご家庭にご案内をして、そこからお申し込みをしていただく予定です。定員は４０人を予定しておりますので、４０人以上だった場合は審査をさせていただいて決めるかたちになります。もし４０人に欠けてしまった時には、児童クラブを申し込んで保留になってしまった方の中から、サマースクールを希望しますという方を残りの枠の中で優先順位を決めて決定していくような流れとなります。 あと、サマースクールの優先順位については、学童クラブの手引きの方に載っている判定基準で審査をして優先順位を決めて決定してまいります。 サマースクールが決まるのが３月中を予定しておりまして、夏休みまで数か月ありますので、やっぱりやめますという方はいらっしゃるかもしれないので、そういった空きのところにはその都度待っている方の中で優先順位の高い方からお声がけしていくようなことを考えております。 【藤﨑委員】 実際に始まってから枠が空いた場合は、月内での調整はしないですか。 【徳江保育幼稚園課長】 保育料がサマースクールの期間すべての分で、入所が決まった時点でお支払いいただくことになります。それで辞めてしまうかどうかは保護者の判断になるかと思いますが、途中で枠が空いてしまうことがあれば、待機の方にお声がけすることも考えていきたいと思っています。 【藤﨑委員】 わかりました。ありがとうございます。 【磯川委員長】 他に質問はありますか。

では、私の方からちょっといいですか。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社はどういう会社ですか。あちこちでこういう委託を受けているのですか。

【徳江保育幼稚園課長】

全国的にも児童クラブや給食の関係をやっている業者です。県内でも茅ヶ崎市などで児童クラブの運営をされています。

【磯川委員長】

他にありますか。

【藤崎委員】

日にちの確認です。７月２２日から８月２９日の土日祝日を除く２８日間というのは、夏休みに入ってから２学期が始まる日の前日までですか。お盆はお休みですか。

【徳江保育幼稚園課長】

お盆の間も開けます。

【藤崎委員】

お盆休みはなくて、土曜日はやらないということですね。

【前田主査】

土曜日はやります。月曜日から土曜日までです。

【藤崎委員】

前回の資料では土日祝日を除く２８日間って書いてありますけど、土曜日もやるのですか。

【徳江保育幼稚園課長】

不実施になってしまった時にはそのように考えていましたが、そのあとに３年間やるといったところでもう一度見直しをして、定員も当時は３０人を予定していましたが、見直した結果４０人としております。

【藤崎委員】

少し前回の説明と仕様が変わっているということですね。他に変更点はありますか。

【前田主査】

開所の時間を朝７時半から午後６時までとしております。延長保育は行いません。７時半から８時までの間は保育ではなく見守りというかたちになります。

【藤崎委員】

７時半から８時は見守りで、７時半には開けるということですね。そして、資格のある方が来るのは８時からで、夕方６時までが保育時間ですね。

初めてお子さんが１年生になる方にとっては、寒川の学童のシステムを知らない方もいらっしゃると思います。寒川の学童は７時半からの預かりはしておらず、延長の時間があって別料金で、全然システムが違います。初めて預けるのがサマースクールという可能性もあるので、シス

	テムが違うことなどを問い合わせがあったときにはしっかりお伝えしていただきたいです。学童の案内にチラシを入れて申し込みの方々にお渡ししている関係上、同じところが同じように事業をやって、この夏休みだけの預かりをやるようにとられる可能性がありますので。なるべく町民の皆さんの不利益にならないように私たちも対応はしたいと思っていますが、この現状を皆さんにぜひ知っていただけるといいかなと思います。 【徳江保育幼稚園課長】 開始前には保護者向けの説明会を開いて業者の方にも来ていただきます。運営するところが違うのと、２回くらいは外に出るようなことを考えていただいていますので、そもそも違うということをご理解いただけるようご説明したいと思っています。 【藤﨑委員】 それは入所決定が出た方の保護者のみで、他の一般の保護者は呼ばないですか。 【徳江保育幼稚園課長】 決定が出た方に入所するにあたっての決まりなどを説明する説明会です。 【藤﨑委員】 事業者は３年決まっているけれども利用者は毎年変わると思うので、毎年そのように対応する予定ですか。 【徳江保育幼稚園課長】 はい。 【藤﨑委員】 わかりました。ありがとうございます。 【磯川委員長】 はい。他に何か質問はございますか。 初めての事業で、いろいろな確認が必要かと思いますので、皆さんたくさん意見を出していただければと思います。学童が１年間で、サマースクールは夏だけですよね。そういうところで、勘違いをする方がいらっしゃる可能性がありますので、よく説明していただくようお願いいたします。 それでは、質問がなければ次に移りたいと思います。 （２）その他　②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について 【磯川委員長】 それでは続きまして、議題２その他の②産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について説明をお願いいたします。 【野呂子育て支援課長】

	資料３の産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について、ご説明をさせていただきます。令和６年度における町内産後ケア施設による産後ケア事業、特にデイサービス型の利用状況が大きく伸び、全体のデイサービス型利用件数の５８％を町内産後ケア施設が占めている現状の中で、今後も産後ケア事業の需要が見込まれることから、町内における産後ケア事業の受け皿の拡大と実施体制の強化を目的として、産後ケア施設の整備を行うものに対し補助金を交付し、支援を行うことができるよう町では検討を行いました。 現在、町内の産後ケア施設は１施設ですが、この施設が今年度町内において新築移転することを計画しており、町は産後ケア事業の現状や国でも産後ケア施設整備を支援する補助制度を利用し、整備の後押しを進めている状況を踏まえた中で、今後の産後ケアニーズ特に町内の産後ケア施設利用に対するニーズに対応できる提供量を確保する必要があると判断し、国の支援制度の詳細を確認するなど町としての補助制度創設について検討した結果、令和７年６月補正で予算を確保いたしました。 １点目、産後ケア施設改修費等支援事業補助金の申請状況について。令和７年６月、町へ補助金交付申請のあった事業者は１件で、その事業者である助産院ママナハウスに対し、町から交付決定を行いました。交付決定額は２，３９０万５，０００円です。同じく６月、事業者から町へ事業着手届が提出されました。７月には国へ母子保健衛生費国庫補助金交付申請を行いました。９月に建築確認で自動火災報知設備が必要と指摘され、自動火災報知設備工事約１４０万円の追加工事についての町への変更等承認申請が事業者からあり、事業者へ変更等承認通知を交付しております。 ２点目です。設置の場所や設置の形態につきましては、設置場所は寒川町一之宮８丁目１５７７－２、設置形態は２階建て木造住宅で、主に２階を産後ケア施設として使用予定です。産後ケア事業としては４部屋の利用を予定しております。 ３点目、町の予算措置は令和７年６月補正において、産後ケア施設改修費等支援事業費事業補助金として２，３９０万５，０００円を一括議決いただいております。歳入については、交付決定の到着を待ち、令和８年３月補正で計上していく予定となっております。歳入額は１，５９３万６，０００円を見込んでおります。 裏面をご覧ください。 ４点目、現在の工事の進捗状況についてです。助産院ママナハウス新築工事は令和７年６月に契約着工し、現在工事中です。令和８年２月末に完成予定となっており、令和８年４月の開所を見込んでおります。 写真をご覧ください。上段が工事前の写真で、下段が１１月１０日、基礎工事が開始された段階での写真となっております。 ５点目として、今後の予定として８年１月末に国へ母子保健衛生費国

	庫補助金変更交付申請をし、国から町へ母子保健衛生費国庫補助金交付決定を見込んでおります。２月末日建物が完成、３月に事業者から町へ実績報告をしていただき、町から補助金を交付するにあたっての建物完了確認を行い、事業者へ額確定通知及び交付手続きをし、４月にママナハウスが移転、事業開始。町からは、国へ補助金の実績報告を予定しているところです。 　説明は以上です。 【磯川委員長】 　はい。それでは資料３の説明が終わりました。何か質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。 【藤﨑委員】 　子ども・子育て支援事業計画の冊子で言うと、５４ページの４３番の事業ですか。 【野呂課長】 　そちらも該当しますが、８３ページに見込み量等が設定してございます。 【藤﨑委員】 　４３番の産後ケア事業の見込み量が８３ページに書いてあるということですね。 　時間と予算をかけて子ども・子育て支援事業計画を作成しているのに、計画に載っていない新たな事業が「今必要だからやります」といったかたちで出てくるのは、どちらももったいないと思ってしまいます。計画には明記されてないけれども、「計画のここに繋がりがあるのでこういうふうにやっています」、「計画でいうとこれをやっています」などが示されているともう少しわかりやすいのかなと思います。感想というか、提案です。話し合うにあたっての材料がなさすぎて意見も何も言えないので、ぜひ繋がりを持って教えていただけると嬉しいなと思いました。 【磯川委員長】 　いいですか。他にありますか。 　じゃあ、私の方からちょっといいですか。新しく建物を建てて２階で産後ケアをするということで、１階は何をするのですか。 【野呂子育て支援課長】 　１階は大きなリビングになっていて、産後ケアの方たちがお食事を食べたりする共通のスペースになっております。 【磯川委員長】 　いいですか。他にありますか。 【野田委員】 　今まではママナハウスさんでは宿泊はできなかったと思うのですが、２階で宿泊もできるということでしょうか。１階は現在、親子で食事に行ける場所ということで予約が取れないくらい人気と聞いていますが、

	それはこのまま継続してやっていくかたちですか。 【野呂子育て支援課長】 はい。１階ではママナハウスさんが「赤ちゃん食堂」と言ってらっしゃるものも開催されますし、デイサービス型、産後ケアでいくとお昼ごはんを食べるスペースとしてお使いになるご予定です。現在は、日中のお預かりだけですが、４月以降は整備が整い次第、宿泊の受け入れもしていきたいというご意向があります。 【野田委員】 ありがとうございます。 【磯川委員長】 他に質問はございますか。 私からいいですか。 今、町内に産後ケアの施設が１つということですけど、これはお願いしている施設ですか、それとも本人が個人で産後ケアをやっているのでしょうか。 【野呂子育て支援課長】 町内の施設に限らず近隣の事業者にも委託をしています。こちらからお願いすることもありますし、委託契約をやりたいという意向があったところと金額などのすり合わせをして契約をして、やっていただいている状況になります。 【磯川委員長】 もう少し増えるといいですね。 【野呂子育て支援課長】 助産院できちんと開業して設備を作られてとなると、なかなかできる方も少ないのかなという現状です。 【磯川委員長】 はい、わかりました。 何か他にありますか。よろしいですか。 なければ次に、行こうと思います。 （２）その他　③寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について 【磯川委員長】 それでは続きまして、議題２のその他の③、寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会について説明をよろしくお願いいたします。 【岡野生涯学習課長】 生涯学習課からは１１月１３日に開催をしました放課後子ども総合プラン運営委員会についてご報告をいたします。資料は特にございません。第２回目の協議内容としては３点ございました。 １点目は、放課後の児童に遊びの場を提供している事業であります「ふれあい塾」について運営方法の見直しを協議しております。小学校の校

	長先生たちとの協議について進捗状況等をご報告し、委員の皆様からのご意見を頂いておりますが、現在具体的な見直し内容についてはまだ確定ができておりません。 ２点目は、「放課後子ども総合プラン運営委員会」というこの会議体の名称自体について、変更の協議というものをしております。こちらについては、委員の皆様から意見出しの状況で、新たな名称はまだ決まっておりません。 ３点目としては、ふれあい塾の今年度の実施状況を報告しまして、令和６年度同時期との比較をお示ししたものとなります。継続審議となりました２点の協議事項につきましては、今年度３月に第３回目の会議を予定しておりますので、改めて委員の皆様にご案内をする予定でございます。 今後、会議の進捗状況や決定事項などがございましたら、随時こちらの子ども・子育て会議にもご報告をしてまいります。 報告は以上となります。 【磯川委員長】 今、寒川町放課後子ども総合プラン委員会についての説明がありました。これについて質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。 では、ないようですので、あとは全体的なことについてもう 1 回確認することはありますか。 【藤﨑委員】 こども誰でも通園制度とこれまでにもあった一時預かりの制度の違いがわからないので、概要でいいので教えてください。 【徳江保育幼稚園課長】 すでに保育園がやっている在園児童以外のお子さんの預かりは、町内の４つの施設が余裕活用型ということで実施していますが、保護者の用事などによってお預かりができ、余裕活用型なので施設に空きがあった場合のみ利用ができるという事業になります。 今回、令和８年の４月から始まるこども誰でも通園制度については、生後６か月から満３歳児未満のお子さんについて、就労や疾病などの保育の要件がなくても月一定時間の範囲内で利用できます。保育園・幼稚園に預かってもらって在園している子どもたちと関わることで子どもの成長を伸ばすということで、事業の目的と保育の要件があるかないかが違いになります。 【藤﨑委員】 料金の負担はどうですか。 【徳江保育幼稚園課長】 今、実施している一時預かり事業の料金については、利用料は施設で決めているものになります。こども誰でも通園制度は給付制度、国の制度に基づくものになるので、利用料についてはまだ町の方では検討して

	いるところですが、国の方では１時間３００円程度とされています。これから詰めていくことになります。 【藤﨑委員】 ５名は枠を作っておくということですよね。こども誰でも通園制度の希望者の中で、受け入れに余裕があるかないかはあるけれど、在園の方との兼ね合いはなくなるということですよね。 【徳江保育幼稚園課長】 一般型なので、５人の枠は確保されています。代用計画の中では８人となっていますが、あと３人分については余裕活用型でやってくださる施設があります。 【藤﨑委員】 現状は余裕がなく、一時預かりが利用できている人数はあまりいないと以前の子ども・子育て会議で聞いたことがあります。 【徳江保育幼稚園課長】 計画の進捗管理でも毎年ご報告をさせていただいていますが、まだ待機児童がいるため、なかなか思うとおりに利用ができない状況にあります。 【藤﨑委員】 その中で５名は枠がちょっと広がったというか、確保がされたということですね。そこに待機児童が入る可能性もありますか。保育園に申し込んでいる方は使えないですか。 【徳江保育幼稚園課長】 要件があるなしに関わらず利用できますので、例えば保育園に入れていないけど、子どものためにちょっと預かってほしいというようなところでもお預かりはできる制度にはなっております。 【藤﨑委員】 窓口は保育幼稚園課さんですか。 【徳江保育幼稚園課長】 はい。まずはこちらの方に申請をして認定を取ったあとに施設の方で予約をしていただくという流れになることを想定しております。 【藤﨑委員】 ありがとうございます。 【磯川委員長】 他に何かありますか。 なければ事務局から何かありますでしょうか。 【事務局（鳥海子ども政策課長）】 その他については特にございません。 【磯川委員長】 それでは本日の議題がすべて終了しました。 議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございます。

	それでは議事が終わりましたので事務局にお返しいたします。 【事務局（鳥海子ども政策課長）】 本日はスムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それではこれをもちまして令和７年度第２回寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。
配付資料	・資料１　第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について ・資料２　サマースクール事業の進捗状況について ・資料３　産後ケア施設改修費等支援補助事業の進捗状況について

議事録承認委員及び議事録確定年月日	磯川委員長、髙梨副委員長（令和７年１２月２５日確定）